

## 長崎市中心部の交通結節等検討会議 設置要綱

### (設置)

第1条 この設置要綱は、長崎市中心部の交通結節等の検討を行うため、「長崎市中心部の交通結節等検討会議」(以下、「会議」という。)を設置し、その組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 会議は、次に挙げる事項について、必要な検討を行うものとする。

- (1) 重要な交通結節点である長崎駅(鉄道駅)や長崎港(国際ターミナル)と各方面を結ぶ交通結節機能の強化(交通結節機能の基盤となる周辺の道路網の検討を含む)
- (2) 上記に関連する公共交通の利便性向上と利用促進
- (3) その他、会議により検討が必要と決定された事項

### (組織)

第3条 会議は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、制定日から最終の会議までとする。
- 3 委員の変更や追加は、会議により決定するものとする。

### (会議の運営)

第4条 会議には座長を置き、長崎県副知事の職にある者をもって充て、会務を総理する。

- 2 座長が自ら会議に出席できない場合は、座長が指名した委員がその職務を代理する。
- 3 委員は、やむをえない理由がある場合は、代理の者を出席させることができる。
- 4 座長は、必要であると認められるときは、委員以外の関係者やオブザーバーを出席させることができる。
- 5 会議は、必要に応じ座長が召集する。

### (幹事会)

第5条 会議に、幹事会を置き、別表2に掲げる幹事をもって組織する。

- 2 幹事会は、会議に付議するものに関する協議及び調整を行う。
- 3 幹事会には幹事長を置き、長崎県土木部参事監の職にある者をもって充て、会務を総理する。
- 4 幹事長が自ら出席できない場合は、幹事長が指名した幹事がその職務を代理する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、幹事以外の関係者やオブザーバーを出席させることができる。
- 6 幹事会は、必要に応じ事務局が召集する。

(情報公開)

第6条 会議は、原則公開とするが、特段の理由がある場合は、会議での協議により非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 会議の召集及び庶務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2 事務局は、長崎県土木部都市政策課及び長崎市土木部土木企画課に置くものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年8月20日から施行する。